

【インフルエンザ発症時における登所について】

1. 学級閉鎖の場合

- (1) 学級閉鎖になったクラスの児童は、保菌者の可能性があるため、発症の有無に関わらず授業が再開されるまでは学童へ登所は出来ません。
- (2) 登校後、午前中に学級閉鎖が決定し半日下校になった場合は、当日のみ発症していない児童は学童への登所を認めます。

2. 出席停止期間について

インフルエンザと診断された場合には、最低限5日間の出席停止となります。解熱しても感染力が強いいため、発症後5日が経過し、かつ、解熱後2日が経過するまでは、登所出来ません。

《インフルエンザ出席停止期間早見表》

		発症日	発 症 後						
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発症1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目		
		出席停止							登所可能
例2	発症2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目		
		出席停止							登所可能
例3	発症3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止							登所可能
例4	発症4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止							登所可能

※ 発症日当日を「0日目」、解熱した翌日を「解熱1日目」と換算します。

※ 例4以後は、解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。